

令和6年度

第2回上越市農業委員会総会 議事録

上越市農業委員会

令和6年度第2回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和6年12月26日 午後1時30分～

場 所：ユートピアくびき希望館 第3会議室

1 出席委員

＜農業委員＞

1番 長井	2番 綿貫	3番 竹原
4番 古川	5番 橋本	6番 竹山
7番 滝沢	8番 小山	9番 吉村
10番 五十嵐	11番 笠原	12番 長瀬
13番 新井	14番 竹内	15番 牧繪
16番 清水	17番 高波	18番 田鹿
20番 篠宮	21番 大島	22番 飯塚
23番 佐藤	24番 松本	

＜農地利用最適化推進委員＞

高橋	倉石	高島	片桐
高島	笠原	小林	白滝
横田	松苗	和栗	井部
藤村	高橋	小山	中川
米川	秋山	佐藤	小林
細谷	伊巻	上原	石野
常山	清水	野村	福原
高橋	長野	穂苅	

2 欠席委員

＜農業委員＞

19番 中嶋

＜農地利用最適化推進委員＞

野島	荻原	平野	平野
上原			

3 職務のため出席した事務局等職員

＜農業委員会事務局＞	事務局長 栗和田	副局長 金子
	次長 秋山	主任 中村

＜安塚区駐在室＞	主任 岩崎
＜浦川原区駐在室＞	主任 春谷

<大島区駐在室>	主任	朝倉
<牧区駐在室>	主任	樋口
<柿崎区駐在室>	主任	上田
<大潟区駐在室>	班長	吉田
<頸城区駐在室>	主任	閏間
<吉川区駐在室>	班長	久保塙
<中郷区駐在室>	副主幹	丸山
<板倉区駐在室>	副主幹	宮尾
<清里区駐在室>	副主査	中条
<三和区駐在室>	班長	橋立
<名立区駐在室>	班長	高橋

4 付議した案件

<議事>

議案第1号 農地（水田）の参考賃借料の決定について

議案第2号 令和7年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について

5 会議

<1 開会>

【局長】 ただ今から令和6年度第2回上越市農業委員会総会を開催します。本日はご多用中のところ、お集まりいただきありがとうございます。それでは、議案書の次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

<2 会長あいさつ>

【局長】 2の会長挨拶です。
古川会長が挨拶します。

【会長】 『あいさつ』

【局長】 ありがとうございました。
ここからは、会議規則により、会長が議長となり、会議を進めます。

<3 資格審査>

【議長】 それでは、議長を務めます。よろしくお願いします。
まず、3の資格審査です。
本日の出席状況は、
在任委員数 24名

出席委員数 23名で、
出席委員が過半数であり、会議規則第7条の規定により、総会が成
立していることを報告します。
なお、農地利用最適化推進委員につきましては、
36名中31名の出席となっています。

＜4 議事録署名委員の指名＞

【議長】 次に、次第の4、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第14条の規定により、私から指名し
ます。
議席番号 7番 小山委員
議席番号 18番 田鹿委員
の両委員にお願いします。

＜5 憲章唱和＞

【議長】 次に、次第の5、次第の5、憲章唱和を行います。議事録署名委員
が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。それ
では、議事録署名委員の小山委員読み上げをお願いします。

＜6 議事＞

【議長】 次に、次第の6、議事に移ります。議案第1号農地（水田）の参考
賃借料の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

【局長】 議案書の2ページをご覧ください。参考賃借料について、ご説明い
たします。かつて、農地法に基づく標準小作料制度があり、著しく高額
な小作料に対しては、農業委員会が減額勧告をすることができましたが、
年々、高額な小作料が減り減額勧告をすることも少なくなったことから、
平成21年に農地法が改正され、標準小作料制度は廃止となりました。
その後、当市におきましては、農業者等から米価と賃借料が連動してな
いのではないかなどの声が寄せられたことを受け、平成27年に、農業
委員会が農地法に基づかない独自の「参考賃借料」を算定し、公表いた
しました。その際に、3年ごとに見直しを行い、都度公表していくこと
としたもので、今回で3回目の見直しとなります。

それでは始めに、参考賃借料の積算根拠を簡単にご説明いたします。
別添の「<積算根拠>農地（水田）の参考賃借料の決定について」をご覧
ください。算定条件は、2ページに記載のとおり、従前の標準小作料の
算定方法を踏襲し、資料に記載のとおり、項目ごとに条件を設定し、JA等の農業関係団体への聞き取りなどを行い、5ページからの計算シ

トに当てはめ事務局が算定を行ったものです。7 ページには算定結果を記載してありますが、実際の算定額どおりではなく、今後の米価や農業資機材の価格等の動向、また、激変緩和なども踏まえ調整した金額とし、事務局案として、10 a 当たり 10,000 円の参考賃借料を設定いたしました。この算定結果を基に、10 月 22 日には農政部会で協議し、11 月 19 日には、農地の出し手と受け手のほか、関係機関・団体と農業委員会で構成する「参考賃借料検討会」を開催し、構成員の皆さんから様々な意見をいただく中で、「市内平坦地域全域 10 a 当たり 10,000 円」とする事務局案が適当との結論に至りました。ここで、検討会で出された意見について、いくつか紹介させていただきます。まず、算定方法については出し手から「提示いただいた内容で支障ないと考える」、受け手から「算定方法には加工用米・飼料用米を含めないとあるが、加工用米や大豆などの作付を増やすという指導がされている。現状に沿った内容となるために加工用米・飼料用米・大豆等を含めた算定方法を今後検討いただきたい」という意見がありました。関係機関の委員からは「米の販売価格については、主食用米は来年産もこのくらいで推移すると思われる。資機材も世界的にも高騰し、高止まりする状況が続くのではないかと思われる。」という意見がありました。また、算定額について、関係機関の委員から「実際の算定額が減額となっているのだから、前回と今回の中間の額に設定してはどうか」という意見がありましたが、これに対し出し手から「ここ数年の円安や米価下落などの理由が複雑に入り組んでいるほか、今後の米価の動向等を見据える必要があるため、計算した金額だけでは判断できない。大きな変化により出し手・受け手の双方が混乱しないよう激変緩和などの調整は重要」との意見がありました。受け手からも「今回、参考賃借料が下がってよかったです。10,000 円は妥当である」「後継者が魅力ある農業と感じるためにはこの額でいいと思う」との意見がありました。これらの意見について、その後の農政部会及び運営委員会において検討し、参考賃借料については、本日の議案書のとおり提案させていただくこととしたものです。

議案書に戻っていただき、2 ページをご覧ください。本日、本総会にて提案した参考賃借料をご承認いただければ、次の 3 ページの内容で公表したいと考えております。なお、今回の公表資料は検討会での意見を踏まえ、これまでよりも文字を減らし、できる限り見やすいものといたしました。また、公表方法については、年明け早々に木田庁舎の農業委員会事務局及び各区駐在室の窓口に設置するほか、市ホームページや広報上越への掲載とともに、関係機関・団体への周知を行います。さらに、1 月 12 日に開催される「上越市農業再生協議会幹事会」において、関係機関・団体が参考することから、その場でも私の方から説明したいと考

えています。事務局に農業者等からの要請があれば、メールやファックス、郵送で資料を送るなどの対応もしたいと考えています。説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見、質問をお願いします。

【議長】 質問等ないようですので、採決します。
本案を承認することに異議ありませんか。

【一同】 (異議なし)

【議長】 異議なしと認めますので、本案は原案のとおり承認されました。

【議長】 次に、議案第2号令和7年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

【局長】 議案書の4ページをご覧ください。農作業労賃、農業用機械利用料金については、「公表は毎年行うが、見直しは大きな状況変化がない限り、3年に1回を基本とする」として、この間、運用してきております。しかしながら、今年に入り、新潟県の最低賃金が大幅に上昇したほか、農業生産資機材や燃料費等の価格が高騰し、高止まっている現状を踏まえ、10月22日の農政部会で協議し、これらの状況が参考額に与える影響は大きく、令和7年の参考額は激変緩和措置として5%の範囲内での増額見直しを行うことが適当との結論に至りました。

それでは、算定結果についてご説明いたします。別添の「<積算根拠>令和7年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について」をご覧ください。2ページ、「(1) 算出の考え方」では、算出に当たりア～ウの3つの考え方に基づき算出しました。「(2) 参考額の算出」では、アの新潟県最低賃金は1時間当たり985円と前年より54円、5.8%上昇し、5年間の推移で新潟県最低賃金は12.0%上昇しています。県内の農作業労賃の平均が7,998円に対し、3ページの県内の農作業労賃設定状況にもあるとおり、当市の労賃は比較的高い水準ではありますが、これらの状況を勘案した結果、令和7年の参考額算定にあたり激変緩和措置5%での範囲での増額8,600円としたものであります。次に、農業用機械利用料金についてご説明いたします。4ページをご覧ください。「(1) 算出の考え方」では、機械購入代金等の「固定費」と燃料、油脂代などの「変動費」を合計し、機械利用料金を算出しています。5ページをご覧ください。4ページの考え方に基づき算出したものが、表内の網掛

け部分 A・実算定額となります、生産資機材、燃料費の高騰を受け、前年の金額より大幅に上昇する項目が多い計算結果となりましたが、激変緩和措置を講ずることで、前年比 5%を超えない範囲で調整した金額としております。なお、田植えについては、通常、大区画ほ場ほど効率が上がり単価が下がりますが、計算ではそれに該当しない結果となりましたので、区画で差を設けず、全て同じ作業料金を設定したところであります。

議案書に戻っていただき、4 ページをご覧ください。本日、本総会にて提案した農作業労賃及び農業用機械利用 料金をご承認いただければ、次の 5 ページの内容で公表したいと考えております。なお、代かき作業に関しては、粗代かきから仕上げまでの 2 回作業を行う設定での料金ですので、粗代かきと仕上げを別日に行う場合でも。この料金を参考にしていただけるよう、農業者等からの問い合わせがあった場合はご対応のほどよろしくお願ひいたします。公表方法については、先ほどの参考賃借料と同様に幅広い周知を行ってまいります。説明は以上です。

【議長】 ただ今の説明について、意見、質問をお願いします。

【大島委員】 耕うんトラクターの費用について、補正等はどのようにになっている。

【局長】 これまでと同様に行っている。

【議長】 他に質問はありませんが。質問等ないようですので、採決します。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

【一同】 (異議なし)

【議長】 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

<7 その他>

【議長】 続いて、7のその他に移ります。
事務局から何かありますか。

【副局長】 事務局からはありません。

【議長】 皆さんから何かありますか。

【議長】 それでは、(他に) ないようですので、以上で総会を終了します。
長瀬職務代理が閉会の挨拶をします。

< 8 閉会 >

【長瀬代理】 (閉会の挨拶)